

退職金専用定期預金「ゆとりプラス」 商品概要説明書

項 目	内 容								
1. 商品名	・ 自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞ 「退職金専用定期預金」 通称『ゆとりプラス』								
2. 預入対象者	・ 退職金を受取った個人の方 ・ 退職金の受取から1年以内で、1人1回のみでの預け入れに限ります（複数口での作成可、ただし同日付での預け入れに限ります）。 ・ 退職金の確認事項 「退職所得源泉徴収票」などの退職金受取金額を確認できる書類の写し、または退職金を受取った預金口座の通帳								
3. 取扱期間	・ 2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)								
4. 期 間	・ 3か月、6か月、1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）								
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・ 一括預入（複数口での作成可） ・ 一口、100万円以上退職金受取額まで ・ 1円単位 ・ 総合口座、通帳式								
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。								
7. 利 息 (1) 適用金利	・ 預入時の店頭表示利率に下記の優遇利率を上乗せします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">預入期間</th> <th style="padding: 5px;">優遇利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">3か月</td> <td style="padding: 5px;">+0.40%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6か月</td> <td style="padding: 5px;">+0.20%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1年</td> <td style="padding: 5px;">+0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	優遇利率	3か月	+0.40%	6か月	+0.20%	1年	+0.15%
預入期間	優遇利率								
3か月	+0.40%								
6か月	+0.20%								
1年	+0.15%								
(2) 計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。								
8. 税 金	・ 利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。								
9. 特約条項	・ マル優の取扱いができます。								
10. 中途解約時の取扱い	<p>＜定期預金の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通預金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合、約定利率×50% <p>＜大口定期の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 ただし、0%を下回るときは、0%とします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率が0%を下回るときは0%とします。 <ul style="list-style-type: none"> A. 約定利率－（約定利率×30%） B. 約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ <p>（注）基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで</p>								

	<p>新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率</p> <p>※いずれの場合も、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</p>
1 1. 金利情報	<p>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
1 2. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課(9時～17時、電話:0120-89-2471)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777)</p> <p>愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター(電話:0564-54-9449)</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
1 3. その他参考となる事項	<p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</p>

豊川信用金庫